

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	大井町 (並河、土田、南金岐、小金岐、北金岐)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、一級河川淀川水系桂川右岸の農業地帯であるが、一般国道9号線、京都縦貫自動車道やJR山陰本線が縦断しており、昭和46年に市街化区域決定されて以降、都市化の波が急激進んでいる。地区西部では土地区画整理事業による農地以外への土地利用転換が積極的行われている状況である。また、JR山陰本線並河駅の徒歩圏という恵まれた立地条件であることから、宅地化も進んでいる。

そのような中、地区内では、生産性の向上と耕作放棄地の発生防止による優良農地の確保を目的に、国営緊急農地再編整備事業「亀岡中部地区」桂川西工区の工事も進んでいるが、地区全体では、農業者の高齢化が進んでおり、後継者不在の農地や離農意向持つ農業者が増加している。

現在、基盤整備事業を進める地区では、機械の大型化など省力化への取組等が課題となる。また、基盤整備事業未実施の農地では、機械の大型化など省力化への取組等が困難なことから、今後、営農(耕作)が継続されるかが課題となる。

過去の基盤整備事業を実施した地区では、完成から年数が経過しており用排水施設等の経年劣化が進んでおり、維持管理が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・可能な限り現在の耕作者で農用地の利用を継続するとともに、高齢者であっても継続可能な農法・作物の検討を進める。
- ・現在の耕作者での営農の継続が困難となった場合、農地の一時保全管理や農地中間管理事業等を活用した新たな農地の受け手へ貸付を進める。
- ・地区内の農業者のみでは限界を向かえており、外部人材の活用を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	96.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	87.74 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地台帳で確認できる70才以上の耕作者の農地面積

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・拡大意向のある認定農業者・集落営農組織等の担い手に対して農地の集積・集約化を進める。 ・離農意向のある耕作者の農地を隣接する耕作者やその他の担い手への貸付を進める。 ・拡大意向のある認定農業者・集落営農組織等の担い手に対して農地の集積・集約化を進める。 ・離農意向のある耕作者の農地を隣接する耕作者やその他の担い手への貸付を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・当地区内では、現在、基盤整備事業(国営緊急農地再編整備事業「亀岡中部地区」)を実施している。 ・その他、過去に基盤整備事業を実施済の農地も存在する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・可能な限り現在の担い手による耕作継続に努めるとともに、目標地図に位置付けられている担い手の他、地区外の認定農業者・集落営農組織等の担い手を含めた多様な経営体が営農ができるよう地域で取組を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・基幹3作業等の作業の効率化が図れる作業は、集落営農組織に委託している。 ・今後、作業の効率化が期待できる作業等は、受託先があれば実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 多面的機能支払交付金事業の該当農地においては、適切な農地の維持管理を行う。